

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高知市内に一定規模以上の災害が発生し、福祉避難所の設置が必要と認められる場合に、乙の所管する高知県立盲学校において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、支障なく避難生活を送るとともに、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移れるよう支援することを目的とする。

（福祉避難所の設置）

第2条 甲は、災害時において、福祉避難所の設置が必要と認めるときは、乙に対し、設置を要請することができる。

2 乙は、やむを得ない事由のない限り、福祉避難所の設置を行うものとする。

3 乙は、災害時の状況により、福祉避難所の設置が必要と判断される場合は、甲から要請がなくとも、設置を行うものとする。

4 乙は、甲の要請なく福祉避難所の設置を行った場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（福祉避難所の運営）

第3条 甲は、福祉避難所の運営に当たっては、次に掲げる支援等を履行するものとする。ただし、前条第3項により設置した場合にあっては、乙が履行するものとする。

(1) 要配慮者への相談等を行う生活相談職員等（介助員、手話通訳等）の配置及び避難生活支援

(2) 要配慮者の状況の変化に対応する体制の確保

(3) 要配慮者の避難生活支援に関する甲への報告及び費用に係る請求

(4) 要配慮者の状況に応じた制度利用による生活支援体制への移行の援助

（協力体制）

第4条 甲は、前条各号に掲げる支援を履行するに当たり、生活相談職員等（介助員、手話通訳等）に不足を生じる場合は、速やかに不足する人員の確保に努めるものとする。

2 乙は、甲から福祉避難所の運営について協力要請があった場合は、可能な範囲で要請に応じるものとする。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、第3条各号に掲げる支援に要した費用であって、次に掲げるものについて支払を行う。

(1) 生活相談職員等（介助員、手話通訳等）の配置に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要配慮者に要する食費

(3) 紙オムツやストーマ等乙が直接支払を行ったものに要した費用

(4) 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物の費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉避難所の運営に関し必要な費用

(費用の決定)

第6条 要配慮者の支援に係る費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める基準及び市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、第5条各号の費用を甲に請求する場合は、別に定める福祉避難所の設置運営に係る費用に関する請求書により甲に請求するものとする。

2 前項の場合において、第5条第3号に掲げるものについては領収書を添付し、請求することとする。

3 乙が要配慮者等の要請により、第3条各号に掲げる業務や甲の要請事項を超える支援を行った場合には、その超える部分に係る経費は当該要請を行った者に請求することとする。

4 前項に定めるもののほか、災害時の状況又はやむを得ない事由により、避難生活支援を行った場合については、甲乙協議の上、費用の請求を行うものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙の指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、乙は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲の会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく要請及び指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月1日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
代表者 教育長

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による業務を履行するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者への周知)

第3 乙は、この協定による業務の履行に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この協定による業務を履行するために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報をこの協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、この協定による業務を履行するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この協定による業務を履行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この協定による業務を履行するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第7ただし書の規定により複写又は複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の履行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第13 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この協定を解除することができる。